

政 策 報 告

沖縄県連政策（案）

—施策目標—

- 1 沖縄振興策を着実に実施し産業の振興と雇用の創出を推進
- 2 鉄軌道の導入等公共交通網を構築し社会資本の整備を促進
- 3 米軍基地の整理縮小を促進し返還軍用地跡地の利活用を推進
- 4 安心・安全な子育て環境の整備促進と地域福祉医療体制の拡充強化
- 5 おきなわブランドの確立と農林水産生産供給体制の整備促進
- 6 教育・文化・スポーツの振興と科学技術研究機関の充実強化
- 7 離島・過疎地域の活性化による定住条件の整備の促進

施策の概要

平成 29 年は、国による現行の沖縄振興特別措置法、沖縄振興基本方針と県の計画である沖縄 21 世紀ビジョン基本計画の 5 年間が経過した中間年である。

本県は自立型経済の構築を目指しており、沖縄 21 世紀ビジョンに掲げる各種振興策を確実に実施し残された課題の解決には、国による財政や特別措置等の支援が必要不可欠である。

平成 29 年度内閣府沖縄関係予算は、沖縄振興交付金（一括交付金）1,358 億円、那覇空港滑走路増設事業費 330 億円、沖縄科学技術大学院大学の拡充に要する予算 167 億円、鉄軌道の調査費 1,5 億円等を含め、昨年度に比べ 200 億円が減額され総額 3,150 億円とこれまでにない厳しい結果となった。

その他、交通環境イノベーション事業推進調査費 3 億円、駐留軍用地跡地利用の推進費 12,5 億円、北部振興事業費 25,7 億円、沖縄離島活性化推進事業費 10,8 億円、沖縄子供の貧困緊急対策費 11 億円が計上された。

沖縄関係税制改正は県が要望した 9 項目の 5 年延長は、沖縄型特定免税店制度と航空機燃料税の軽減措置については 3 年、他の 7 項目は 2 年延長となり県要望 5 年が初めて短縮された。

その要因は、翁長知事の姿勢にある。「基地は県経済発展の最大の阻害要因である」と、基地不要論を国内外に発信し続け、国の復帰後からの沖縄振興予算約 10 兆円投下されたこれまでの実績を否定している。

さらに平成 29 年度沖縄振興予算や沖縄関係税制改正の要請で自民党沖縄振興調査会及び美ら島議員連盟の存在を軽視したやり方を堂々としている。

このような状況に危機感を持ち、わが自民党県連は県選出自民党国会議員「かけはしの会」と県連役員は、自民党沖縄振興調査会や財務省への波状的な要請活動を展開し減少を最小限に留めた。

本県は、県民所得の低さや失業率の高さ、離島・過疎地域の振興など課題が山積している状況にあり、県経済はいまだ道半ばにある。そのため、沖縄振興予算や税制の優遇措置・高率補助の継続は必要不可欠ある。

政府においても「経済財政運営と改革の基本方針 2015」において、引き続き、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進するとしており、安倍内閣は、現行の沖縄振興期間である平成 33 年度まで、毎年 3,000 億円台の沖縄振興予算の確保を約束している。

わが県連は、国との信頼関係を深め沖縄振興予算の満額確保を図って行く他、今後とも自民党沖縄振興調査会及び美ら島議員連盟への働きかけ強め、沖縄関係税制 9 項目の更なる延長の実現を図る。

沖縄問題は、米軍基地問題だけではない。県経済の更なる発展や産業の振興、全国で最も低い県民所得の改善、高失業率を改善し雇用の創出、子育て支援など、山積する課題に全力で取り組まなければならない。

このため県連は、次の 7 つの施策目標を実現し、未来を担う子供たちが夢と希望が持てる新たな沖縄づくりに全力で取り組む決意である。

1 沖縄振興策を着実に実施し産業の振興と雇用の創出を推進

本県は、沖縄 21 世紀ビジョン基本計画に基づき、アジアに近接する地理的位置を生かし、県内企業の海外展開を図っている。

政府においても、本県をアジアの玄関口として位置付け、日本経済再生のけん引役として、国家戦略として、沖縄振興策を総合的・積極的に推進するとしている。

沖縄振興特別措置法や復帰特別措置法に基づく、9 項目の制度・特区による県経済の振興で県内産業の基盤整備を図り、那覇空港第 2 滑走路の増設を踏まえ観光ビジネスの振興や地場産業の育成を図って行く。

沖縄振興策を戦略的に展開していく上で、一括交付金の効果的な活用が求められているが、不用額の改善がなく沖縄振興予算が 255 億円減額された。

一括交付金は沖縄振興予算の相当な部分を占めており、こえからも本県の自由度を高め、自主性を発揮する事業の展開に活用して行く。

わが県連は、県経済の自立に向け、次の事業の実現を目指し全力で取り組む。
(1) 県経済の自立に向け沖縄 21 世紀ビジョン基本計画施策の着実な実施と

沖縄振興一括交付金を含めた沖縄振興予算の満額確保を図ります。

- (2) 沖縄関係税制・特区制度等の更なる延長の実現を図ります。
- (3) 平成31年度末供用開始に向け那覇空港第2滑走路増設事業の促進と空港ターミナルビルの整備を図ります。
- (4) 世界水準の国際観光リゾート地域の形成と2021年度までに観光客1,200万人超、観光収入1,1兆円の実現を図ります。
- (5) 那覇空港を拠点とした航空産業クラスター事業による新たなものづくり産業の振興を図ります。
- (6) 空港・港湾の物流機能を活用した臨空・臨港型産業の集積を促進し新たなリーディング産業の創設を図ります。
- (7) 大型MICE施設の開設に向け交通アクセス等インフラ整備の促進と国際見本市など大型イベントの誘致を図ります。
- (8) 沖縄振興特別措置法の地域・特区制度を活用し企業の誘致・立地を促進し産業の活性化と雇用環境の整備を図ります。
- (9) 地域の経済や雇用を支える中小企業の振興を図るため資金調達の円滑化等総合支援策の充実を図ります。
- (10) 国際的競争力を持ったIT拠点の形成に向け沖縄IT津梁パークの整備拡充と多様な人材育成を促進します。
- (11) みんなでグッジョブ運動を推進し求職者支援や雇用の拡大・失業率の改善等の整備を図ります。

2 鉄軌道の導入等公共交通網を構築し社会資本の整備を促進

本県は戦後、多くの市町村に無秩序に密集市街地が形成されたことで、道路は狭隘で、都市基盤は未整備のままとなっており、防災上多くの問題が指摘され、市街地再開発事業や土地区画整理事業、街路整備事業など、社会資本の整備が進められている。

また、県民生活や観光客の利便性の向上、産業の発展に密接にかかわる、本島の南北軸及び東西軸を構築する幹線道路ネットワークとして、那覇空港

自動車及び沖縄西海岸道路、南部東道路等ハシゴ道路ネットワークの整備が進められている。

鉄軌道のない本県において、都市部を中心とした慢性的な交通渋滞を解消する上で、鉄軌道の導入は不可欠であり、2020年着工を目指し国との調整が進められている。

県連は、党本部の沖縄振興政策を活用し、次の事業の実現に向け取り組みを強化する。

- (1) 陸上交通の核となる鉄軌道導入に向け2020年の工事着工と新たな公共交通システムの導入に向けた取り組みを強化します。
- (2) 那覇空港自動車道・沖縄西海岸道路・南部東道路等の幹線道路を整備し本島南北軸・東西軸を結ぶ幹線道路ネットワークの構築を促進します。
- (3) 沖縄都市モノレール浦添延長2019年開業と中南部地区への延伸を図ります。
- (4) 那覇港湾整備による国際物流ハブ化の促進とクルーズ船寄港体制の整備を図ります。
- (5) 中城港湾の整備を促進し航路拡充と物流拠点の形成、産業支援港湾として着実に整備を進めます。
- (6) 中城湾港泡瀬地区埋め立て事業を促進し東部海浜開発事業を推進します。
- (7) 公共施設等の耐震化・防災対策を推進し全県電線類地中化事業を促進します。
- (8) 国・県発注公共工事の県内発注率向上と米軍発注工事への県内企業の入札参加・受注の促進を図ります。
- (9) 本部港の大型クルーズ船に対応した岸壁等の整備と北部圏域の拠点港湾機能の整備を促進します。
- (10) 沖縄周辺海域の海底資源の調査研究・産業化の可能性調査を推進し産業エネルギーの導入に向け取り組みを強化します。

3 米軍基地の整理縮小を促進し返還軍用地跡地の利活用を推進

本県が抱える米軍基地問題の中で、普天間飛行場の危険性除去を実現するためのいわゆる「普天間問題」は最大の課題であり、辺野古の代替施設への移設に関する司法での最終判断となる最高裁判所の判決が出た。これにより普天間問題は新たな段階に入った。

翁長知事は、知事権限などあらゆる手法を行使して辺野古移設を阻止するとの発言を未だ継続しており、この問題の先行きには不透明な面がある。

このような知事の頑なな姿勢は、普天間飛行場の固定化につながる恐れが大きく到底容認できるものではない。普天間飛行場の固定化を避けるためには、辺野古の代替施設への移設以外に現実的な方策が見いだせないのは明らかである。

また、代替移設の早期完成による普天間飛行場の返還実現は、嘉手納以南の米軍基地の大幅な整理縮小につながるばかりか、跡地を活用して本県の経済的発展にも大きく寄与することは明白であるから、今後も引き続き国に対し普天間飛行場の返還を強く求めていくとともに、統合計画よりも前倒しの早期返還実現を国に求めて行く。

また、返還されたキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区の跡地利用に向けた取り組みを促進することで、中部地域はもとより県内各圏域や広域的な連携につながり、跡地の有効かつ適切な活用に資する。

よって、次の事業の実現に向け強力に取り組む。

- (1) 県連は、普天間飛行場の危険性を除去するため、基地の機能移転並びに訓練の分散移転を図りつつ、辺野古移設を容認し、早期返還の実現を図ります。
- (2) 最高裁判所の判決に従い裁判所の和解勧告の順守を翁長県政に求めるため、県議会における追求や広報街宣等を駆使して全力で取り組みます。
- (3) 普天間飛行場の危険性除去を早期に実現するため、同飛行場に配備されているオスプレイの県外への分散配備とその拠点基地の本土移転に

向け全力で取り組みます。

- (4) 嘉手納基地以南の基地の前倒し返還を実現し跡地の有効利用を図ります。
- (5) 日米地位協定の抜本の見直しの実現に向け強力に取り組めます。
- (6) 平成27年3月31日に返還されたキャンプ瑞慶覧西普天間住宅地区について改正駐留軍用地跡地利用推進特別措置法（跡地法）に基づき国際医療拠点の形成等利活用の取り組みを促進します。

4 安心・安全な子育て環境の整備促進と地域福祉医療体制の拡充強化

少子化による子どもの減少や核家族化の進展により、地域とのつながりが希薄し、子育てをめぐる家庭や地域環境は大きく変化している。

子どもは本県の未来を担う存在であり、全ての子どもが健やかに育ち、子育てを支えて行くことは、本県の未来への投資につながる。

このため、「黄金っ子応援プラン計画」で子どもの教育・保育及び地域子ども・子育て支援の提供体制の確保など、10年間で実施して行くとしている。

そのためには、安心して子どもを産み育てることが出来る社会環境の整備や住み慣れた地域で元気に活躍が出来る高齢者への支援体制を如何に図るかが課題となっている。

また、本県は認可保育所への入所を待っている待機児童が多く、潜在的待機児童の存在も含めた根本的な待機児童の解消が求められている。

さらに認可外保育の問題への対応も喫緊の課題となっており、沖縄子どもの貧困緊急対策事業を活用し、本県の将来を担う子ども達の貧困の実情を踏まえた支援対策を実施する。

小児科や産婦人科医師が全国的に不足する中、本県における医師確保は喫緊の課題であり取り組みを強化する。

県連は、子育て支援や高齢者にやさしい住み良い生活環境の構築を目指し、次の施策を推進する。

- (1) 待機児童ゼロを実現するため認定こども園への移行促進と認可保育所

の増設や認可外保育所の認可化の促進を図ります。

- (2) 保育士不足の解消、保育士・保育園職員の処遇改善を図り人材確保・育成を促進します。
- (3) 沖縄子どもの貧困緊急対策事業を活用し、本県の将来を担う子ども達の貧困の実情を踏まえた支援を推進します。
- (4) 安心して出産・子育てが出来る子ども医療費窓口無料化の実現を図ります。
- (5) 発達障害者支援法に基づき、発達障害の早期発見と支援の拡充等を図り発達障害者の自立・社会参加を促進します。
- (6) 特別養護老人ホーム等の増設・拡充強化と介護職員等の処遇改善・支援制度の強化に取り組みます。
- (7) 母子保健・小児医療の充実を図り不妊治療の負担軽減に取り組みます。
- (8) 県立病院の産婦人科・小児科医師の確保、看護師の適正配置を実現します。
- (9) 高齢者・障がい者が民間賃貸住宅へ円滑に入居できる支援体制に取り組みます。
- (10) 病児保育を拡充し共働きやひとり親家庭の負担軽減と安心して働ける環境づくりを進めます。
- (11) 乳幼児医療費を拡充し中学3年生までの通院費無料制度の実現を図ります。
- (12) 子ども医療費助成制度について貸付制度を導入し病院窓口での支払いをなくし現物給付的な制度の実現を図ります。
- (13) 日本一の長寿県復活を目指し生活習慣病やがんの予防対策、県民の食育教育を推進します。

5 おきなわブランドの確立と農林水産生産供給体制の整備促進

わが国農業の衰退が言われている中、わが国の農業就業人口は減少を続けており、本県においても、昭和60年の57,670人が、平成7年には、40,363

人に、平成 22 年には、22,575 人にまで減少し、本県においても農業就業人口は、4 割に減少している。

その内、就業年齢は、昭和 60 年時は、65 歳以上が 24.7%、15 歳から 64 歳下までが 75.3%であったが、平成 22 年には、実に 65 以上が 54.6%を占め、壮年や若い就業者の減少が際立っている。

農業従事者の減少は、そのままの農地の放棄につながり、県内の耕作放棄地解消に向け、県は、「農地中間管理機構」への貸し出しを進めるなど取り組みを進めている。

しかし、耕作放棄地を解消は依然として進んでなく、農業就業者の確保と共に荒廃農地の抜本的解消に向けた取り組みを強化する必要がある。

これからの本県の農林水産業は、本県特有の亜熱帯地域と言う地域特性を生かし、6 次産業化の推進や農地の集積、優良農地の確保を図り、沖縄ブランドを確立することが必要である。

県連は、本県の農林水産業を守るため、次の事業の実現に向け全力で取り組む。

- (1) 自然災害・台風等に対応した栽培施設等生産基盤の整備と農産品の改良を図り経営基盤強化を推進します。
- (2) おきなわブランドの確立促進と農水産拠点産地の拡充強化を図ります。
- (3) サトウキビ生産の振興・含みつ糖製糖施設への整備支援と分みつ糖・含みつ糖の安定供給対策に取り組めます。
- (4) 農業の 6 次産業化を推進し戦略品目として販路拡大を図ります。
- (5) 新規就農者や担い手育成を推進し若者の定着を図ります。
- (6) 県内水産業の振興を図るため新規漁業就業者支援や産地漁協の強化と後継者育成を図ります。
- (7) 日台漁業取り決め操業ルールの見直しと基金を活用した漁業者の安全操業の確保・経営安定に取り組めます。
- (8) 尖閣諸島周辺水域における県内漁業の安全操業・安全航行の確保を図ります。
- (9) ホテル・ホテル訓練区域の使用制限の解除対象水域の拡大及び対象漁

業の拡充を求めます。

6 教育・文化・スポーツの振興と科学技術研究機関の充実強化

児童生徒の教育において、自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さを持つ幼児・児童・生徒を育成すると言う、目標を持つことが重要である。

その教育目標を達成するためには、教育の主人公である、幼児・児童・生徒が教育現場の環境に親しむことが重要であり、何よりも「わかる授業」を構築していくことが必要となると考える。

すなわち、教員が一方的に教えると言う指導方策から、児童・生徒が主体的に能動的に授業に参加する方策を全教科で導入すると言うものである。

そのためには、子どもの発達段階に応じて社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を養えるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を図ることが重要である。

また、本県独自の文化の保全・継承とともに、新たな文化の創出を図るため、担い手の育成や活動を支える基盤の整備、文化発信・交流を推進する必要がある。

さらに沖縄における科学技術の拠点を形成するため、沖縄科学技術大学院や県内大学を核とし、研究機関の整備・充実、共同研究の推進、による研究活動の支援を図る。

他方、スポーツの振興充実を図るため、競技人口の養成や教育・文化、スポーツに係る人材育成に努める。

県連は、次の事業の実現に向け全力で取り組む。

- (1) 少人数学級の全学年への拡大を図りわかりやすくきめ細かな学習でIT化の推進を含め学力力向上を図るための教育環境の整備を図ります。
- (2) 情報のグローバル化・子供を取り巻く環境の変化に対応した教育の推

進と正規教員率の向上を図り教育指導の強化を図ります。

- (3) 給付型奨学金制度の創設と大学等へ進学を希望する学生の支援を図ります。
- (4) 幼児教育の充実強化と無償化の実現に向け取組みを強化します。
- (5) 小中高校老朽校舎やクーラーの設置など学校施設の改修・整備と耐震化対策を推進します。
- (6) 那覇市への特別支援学校の設置に向け早期建設と保護者の要望に沿った施設・運営や学びやすい環境づくりを求めてまいります。
- (7) 自立的経済発展に資するため世界的最高水準の教育機関「沖縄科学技術大学院大学」の更なる教育・研究環境を整備し県内研究機関等との共同研究の拡大を図ります。
- (8) 科学技術の振興を進め宇宙技術開発センター（仮称）設置を推進します。
- (9) 2020年東京オリンピック・パラリンピックに沖縄伝統空手のオープニングセレモニー演出と県出身選手の育成に向け取組みを進めます。
- (10) 沖縄空手道会館の活用促進と空手発祥の地・沖縄を世界に発信しユネスコ無形文化遺産への登録に向け取り組みます。
- (11) 沖縄の伝統文化である組踊・琉球舞踊・沖縄芝居や「工芸の杜（仮称）」を整備し染織物・陶器・漆器等の保全・継承と後継者の育成を図ります。
- (12) 世界自然遺産登録に向けた取組みと国立自然史博物館を誘致し沖縄固有の自然環境保全と観光振興を図ります。
- (13) 沖縄市の多目的アリーナ建設を支援しスポーツ経済振興に努めます。

7 離島・過疎地域の活性化による定住条件の整備の促進

本県は本島から離島まで全て海に囲まれており、本県特有の自然的可能性を活かした新たな産業の創出が求められている。

本県の離島・過疎地域の現状は、自立発展のための基礎条件の整備は未だ十分とは言えず、地域発展の担い手である若者の慢性的な流出や高齢化の進行に悩まされている状況にあり、構造化した人口減少に如何に歯止めをかけるかが喫緊の課題となっている。

そのためそれぞれの島々や過疎地域の特性に起因する魅力を引きだし、離島・過疎地域の住民が、安心して子どもを産み育て、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来る環境の整備が必要である。

小規模な離島や本島北部の山間地に位置している過疎地域は、地理的、自然的条件から多くの不利性を抱えており、今年度から実施される沖縄離島活性化推進事業を活用し、厳しい自然的社会的条件に置かれている本県離島市町村の先導的な事業の支援を図る必要がある。

具体的には、割高な交通コストの低減や教育、医療福祉などの基礎的な生活条件の整備、それぞれの地域の特色を生かした「地域づくり」により、若者が定着できるような産業の創出、育成を図り、雇用の場を確保することが必要である。

- (1) 沖縄離島活性化推進事業を活用し、県内離島市町村の先導的な事業の支援を図ります。
- (2) 離島航路・航空路の交通コスト負担の軽減や事業者への運航費の助成・生活必需品等への輸送経費等の助成を図ります。
- (3) 離島航空運賃の低減等を図る離島航空路整備法（仮称）の制定の実現に向け取組みを進めます。
- (4) 離島の農林水産物の輸送費用の低減や小規模離島への日常品輸送経費の低減を促進します。
- (5) 離島航路の安定を図るため離島航路事業者の船舶の建造・購入支援や航空機の購入支援に取り組みます。
- (6) 離島地域の港湾・空港施設の整備や道路・公園等社会基盤及び水道事業の広域化等の整備を進めます。
- (7) 離島地域の医師確保・保険医療への支援、救急搬送体制の充実等離島医療の支援を推進します。
- (8) 北部地域の医療の充実を図るため県立病院と北部医師会病院の統合再編による基幹病院の実現を図ります。
- (9) 下地島空港の維持継続と新たな利活用の実現を図ります。
- (10) 伊平屋空港の早期実現を図ります。

- (11) 海洋漂着ゴミ防止・処理対策に実効性の確保に向け取組みを進めます。
- (12) 高速ブロードバンド等情報通信基盤の整備を促進します。